

8月から父子家庭にも児童扶養手当が支給されます

これまで母子家庭の母または養育者に対して支給していた児童扶養手当制度が改正され、平成22年8月分の手当からは父子家庭の皆さんにも支給されることになりました。

この児童扶養手当を受給するためには申請が必要ですのでお早めに児童家庭課で手続きしてください。
なお、添付書類は、手当を受けられる方の支給要件により異なりますので、お手数ですが申請前に必ず児童家庭課にご相談ください。

●児童扶養手当とは
父母の離婚などで、私たちは母と生計を同じくしていない子どもがいる家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

●支給を受けられる方
次のいずれかに該当する18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいる児童を含む）を監護し、生計を同じくしている父または母、あるいは父に代わって児童を養育している方。
ただし、公的年金（老齢福祉年金を除く）などを受給できる場合は支給されません。

① 父母が婚姻を解消した児童
② 父または母が死亡した児童
③ 父または母に重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害がある児童
④ 父または母の生死が明らかでない児童
⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている、あるいは、父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
⑥ 未婚の母の児童
⑦ 父母ともに不明である児童

① 7月31日までに支給要件に合致している方
11月30日(火)までに申請された場合には、8月分から手当が支給されます。
② 8月1日～11月30日に支給要件に合致した方
11月30日(火)までに申請された場合には、支給要件に合致した日の翌月分から手当が支給されます。
※11月30日(火)を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給となりますので、ご注意ください。

●支給時期
年3回（4月・8月・12月）
※それぞれ前月分までが支払われます。
（所得額に応じて）
○児童2人以上の加算額
・2人目 月額5000円
・3人目以降1人につき月額3000円
詳しくは、市役所児童家庭課 ☎443-1693へ。

●父子家庭の方
次の措置が講じられていますのでお早めに手続きをお願いします。
※それぞれ前月分までが支払われます。

●所得制限限度額

前年の所得額が下表の額未満の場合は、手当の一部または全部が支給されます。

扶養親族等の人数	受給者本人の所得額		扶養義務者等の所得額
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,090,000円	3,820,000円	4,260,000円
6人以上	扶養親族が1人増えるごとに380,000円加算		

所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある場合には、上記の額に次の額を加算した額となります。

- 受給者本人の場合は、
 - ・老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
 - ・特定扶養親族1人につき15万円
- 扶養義務者等の場合は、
 - ・老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族がいないときは当該老人親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

児童扶養手当を受給している方は現況届を提出してください

母子家庭の方で現在児童扶養手当を受給している方には、8月以降も引き続き支給要件に合致しているかを審査するため、現況届を提出していただく必要があります。

提出期間
8月2日～31日
（土曜・日曜日を除く）

提出場所
市役所児童家庭課
●届出に必要なもの
・児童扶養手当現況届
・生計維持方法確認調査書
・養育費等に関する申告書
※このほか、受給者または扶養義務者の方が、平成22年1月2日以降に転入された場合は、前住所の市区町村で発行する「平成22年度児童扶養手当所得証明書」が必要となります。
詳しくは、市役所児童家庭課 ☎443-1693へ。

特別児童扶養手当を

ご存じですか

20歳未満の次のような方を監護している方（父母または養育者）に支給されている手当です。

この手当は、所定の診断書と世帯の所得状況で審査しますが、障害児（者）福祉施設に入所している場合には対象となりません。

また、この手当を現在受給されている方は、所得状況届を提出する必要があります。
必要書類や返信用封筒などは8月2日(月)に郵送しますので必ず期間内に提出してください。

対象
・身体に障害のある方
・知的発達に遅れのある方
・精神に障害のある方
・慢性疾患・難病などで日常生活上、ある程度の介護の必要な方など
届出期間
8月10日～9月10日
提出場所 市役所福祉課
※平成22年1月2日以降に転入された方は、前住所の市区町村で発行する平成21年分所得証明書が必要となります。
詳しくは、市役所福祉課 ☎443-1649へ。

ひとり親家庭等医療費等助成制度の届出は毎年必要です

ひとり親家庭等医療費等助成制度を利用されている方には8月2日(月)までに届出用紙を郵送しますので届かない場合は、児童家庭課までご連絡ください。

提出期間
8月2日～31日
（土曜・日曜日を除く）

提出場所
市役所児童家庭課
詳しくは、市役所児童家庭課 ☎443-1693へ。

特別障害者手当・障害児福祉手当を

ご存じですか

知的・精神または身体に著しく重度の重複障害があるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅障害者の方に支給しています。
・障害児福祉手当
知的・精神または身体に、重度の障害があるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅障害児の方に支給しています。

8月10日～9月10日
○提出場所 市役所福祉課
詳しくは、市役所福祉課 ☎443-1649へ。

中央公民館臨時休館のお知らせ

8月3日から19日までの間、中央公民館は施設の改修工事のため休館となります。利用者の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

なお、公民館使用許可申請については、通常どおりの受け付けを行います。
詳しくは、市中央公民館 ☎443-3225へ。